

**非居住者に係る暗号資産等取引情
報の自動的交換のための報告制度
(F A Q)**

**令和 7 年 9 月
国 税 庁**

用語の意義

このFAQにおいて使用している法令の省略名称と正式名称は、次のとおりです。

省略名称	正式名称
実特法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）をいいます。
実特令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和 62 年政令第 335 号）をいいます。
実特規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省、自治省令第 1 号）をいいます。
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）をいいます。
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）をいいます。
犯罪収益移転防止法施行規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）をいいます。

※ このFAQは、令和 8 年 1 月 1 日付施行の法令に基づいて作成しています。

目次

1	非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要	1
Q 1	非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が導入された経緯について教えてください。	1
Q 2	租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。 .	1
Q 3	OECD で策定された「暗号資産等報告枠組み (CARF)」の概要について教えてください。	2
Q 4	非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。	3
Q 5	本制度における報告暗号資産交換業者等について教えてください。	8
Q 6	報告対象契約及び報告対象国について教えてください。	8
2	居住地国等の特定手続	10
(1)	暗号資産等取引を行う者等による届出書の提出	10
Q 7	特定対象者の居住地国が報告対象国以外（例：日本）である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。	10
Q 8	新規届出書の提出をしなかった者について、報告暗号資産交換業者等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定してもよいですか。	10
Q 9	異動届出書は、どのような場合に提出する必要がありますか。また、いつまでに提出する必要がありますか。	10
Q 10	報告暗号資産交換業者等は、新規届出書等の記載事項を何に基づいて確認する必要がありますか。	12
Q 11	相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告暗号資産交換業者等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。	12
Q 12	報告暗号資産交換業者等に対して「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、既に届出書（新規届出書など）を提出している場合でも、本制度において、新規届出書を提出する必要はありますか。	13
(2)	報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続	13
Q 13	報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続について教えてください。	14
3	報告暗号資産交換業者等の報告事項の提供	17
Q 14	報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了す	

	るまでは、毎年報告を行う必要がありますか。また、その年中に報告対象契約に係る暗号資産等売買等がない場合でも報告は必要ですか。.....	17
Q15	年の途中で居住地国が報告対象国に該当することとなり、報告対象契約を締結することになった者が、居住地国が報告対象国でなかった期間に終了した暗号資産等取引に係る契約を有していた場合、当該終了した暗号資産等取引に関する情報の報告は必要ですか。.....	17
Q16	報告対象契約以外の契約につき、任意に報告事項を提供することはできますか。.....	18
Q17	報告事項とされている「暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額」について教えてください。.....	18
Q18	報告事項の提供方法について教えてください。.....	19
4	報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存.....	20
Q19	提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。.....	20
Q20	新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。..	20
5	罰則	21
Q21	新規届出書等を提出しなかった場合の罰則について教えてください。.....	21
6	その他（用語の意味等）	22
Q22	居住地国の判定について教えてください。.....	22
Q23	納税者番号について教えてください。.....	23
Q24	特定法人の範囲について教えてください。.....	24
Q25	実質的支配者とはどのような者かを教えてください。.....	27
Q26	新規届出書等を電磁的方法により提出することはできますか。.....	27

1 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要

Q 1 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が導入された経緯について教えてください。

(答)

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、OECD は、税務当局間で非居住者の暗号資産等取引情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手しました。
- こうして策定された「暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）」は、2022 年に OECD 租税委員会において承認され、2023 年 11 月、我が国を含む 48 の国・地域は、暗号資産等報告枠組みの実施に向けた共同声明を発表しました。
- さらに、2023 年 G20 ニューデリー首脳宣言の要請に基づいて策定された実施スケジュールに従い、2024 年 11 月時点で、60 を超える国・地域が、2027 年又は 2028 年までにこの枠組みに従って自動的情報交換を開始することを表明しています。
- このような経緯を経て、各国・地域は暗号資産等報告枠組みに従った自動的情報交換を実施するための国内法制を整備することとなりました。我が国においては、令和 6 年度税制改正により、この暗号資産等報告枠組みに従った自動的情報交換を実施する観点から、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が整備され、2026 年（令和 8 年）から暗号資産交換業者等による対象取引の特定手続を行い、2027 年（令和 9 年）に 2026 年（令和 8 年）分の報告を暗号資産交換業者等から受け、租税条約等に基づき、暗号資産等報告枠組みに従った税務当局間の自動的情報交換を開始することとなりました。

Q 2 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換の概要について教えてください。

(答)

- 経済取引のグローバル化が進展する中で、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も国際化・複雑化・多様化しています。こうした中で租税の賦課徴収を確実に行うためには、国内で入手できる情報だけではなく、国外にある情報を適切に入手することが重要となっています。しかしながら、国外にある情報の入手は外国の主権（執行管轄権）により制約を受けます。このため、我が国を含め、各国・地域の税務当局は租税条約等に基づき租税に関する情報を互いに提供する仕組み（情報交換）を設け、国際的な脱税及び租税回避に対処しています。我が国は、2025 年（令和 7 年）9 月 1 日現在、88 の租税条約等を締結し、156 か国・地域に適用されていますが、全ての

租税条約等に情報交換に関する規定が定められています。

この租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、及び③自動的情報交換の3つの形態があり、近年、我が国では、年間数百万件の情報交換を実施しています。

Q 3 OECD で策定された「暗号資産等報告枠組み (CARF)」の概要について教えてください。

(答)

- 「暗号資産等報告枠組み」とは、自動的情報交換の対象となる非居住者の暗号資産等取引の特定方法や情報の範囲等を各国・地域で共通化する国際基準であり、これを通用することにより、暗号資産等取引情報を税務当局間で効率的に交換し、国外での暗号資産等取引を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としています。

「暗号資産等報告枠組み」の概要は、以下のとおりです。

- イ 各国・地域の税務当局は、それぞれ自国・地域に所在する報告暗号資産サービス・プロバイダから非居住者（個人・法人等）に係る暗号資産等取引情報の報告を受け、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに提供することとされています(注)。

非居住者の暗号資産等取引情報を報告する義務を負う報告暗号資産サービス・プロバイダとは、「事業として顧客のために又は顧客に代わって、暗号資産等の交換取引を実効あるものとするサービスを提供する個人又は事業体」とされています。また、報告の対象となる暗号資産等取引は、暗号資産等の交換及び移転とされ、報告の対象となる暗号資産等取引情報は、暗号資産利用者の氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号、暗号資産等の種類、暗号資産等取引に係る対価の総額等とされています。

（注） 暗号資産等報告枠組みに従った税務当局間の自動的情報交換は、実際には、税務当局間の合意に基づいて実施されることとなります。

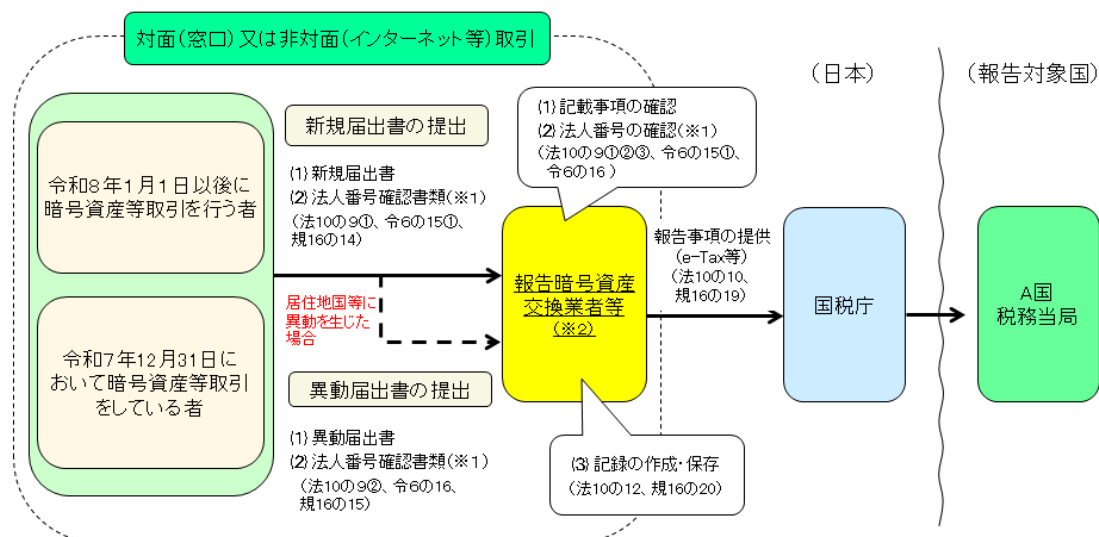
- ロ 報告暗号資産サービス・プロバイダは、暗号資産等報告枠組みに定められた手順に従って、暗号資産利用者の居住地国を特定し、報告すべき非居住者の暗号資産等取引を選別することとされています。具体的には、報告暗号資産サービス・プロバイダが暗号資産利用者から提出された届出書等を基に居住地国を特定し、報告すべき非居住者の暗号資産等取引の選別を行う必要があります。

Q 4 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要について教えてください。

(答)

(イメージ図)

○ 以下は、本制度全体のフローを表したイメージ図です。



※1 一定の場合には、新規届出書又は異動届出書を提出する者による法人番号確認書類の提示及び報告暗号資産交換業者等による法人番号の確認が必要(「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要」の「各種届出書の提出」(5ページ)を参照)(令6の15①、令6の16)。
 ※2 一定の場合に、報告暗号資産交換業者等は、新規届出書又は異動届出書の提出者に対し、異動届出書の提出を要求し、又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行う必要がある(法10の9④、令6の17)。

(注) この図において、「実特法」は「法」、「実特令」は「令」、「実特規」は「規」と記載しています。

(概要)

1 居住地国等の特定手続

(1) 暗号資産等取引を行う者等による届出書の提出

(新規届出書の提出)

○ 以下に該当する者(以下このFAQにおいて「暗号資産等取引実施者」といいます。)は、特定対象者(注1)の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、居住地国(外国に限ります。)において有する納税者番号などを記載した届出書(以下このFAQにおいて「新規届出書」といいます。)を、以下イの暗号資産等取引実施者においては暗号資産等取引(注2)を行う際、以下ロの暗号資産等取引実施者においては令和8年12月31日までに、報告暗号資産交換業者等(Q5参照)の営業所等の長に提出しなければならないこととされています(実特法10の9①前段、実特規16の14①)。

イ 令和8年1月1日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

ロ 令和7年12月31日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通

じて暗号資産等取引をしている者

(注) 1 暗号資産等取引実施者をいいます。ただし、暗号資産等取引実施者が特定法人 ([Q24](#) 参照) であり、当該特定法人に係る実質的支配者 ([Q25](#) 参照) がある場合は、当該実質的支配者も特定対象者となります。また、暗号資産等取引実施者が特定組合員等 (信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において一定の基準により所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託に該当する場合における当該受託者である場合に限ります。) である場合には、当該暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託が特定対象者となります (実特法 10 の 9 ①)。以下この FAQ において同じです。

2 以下に掲げる行為 (以下この FAQ において「暗号資産等売買等」といいます。) を行うことを内容とする契約の締結をいいます (実特法 10 の 9 ⑤三、実特令 6 の 19 ②)。以下この FAQ において同じです。

- (1) 暗号資産等 (注) の売買
- (2) 暗号資産等と他の暗号資産等との交換
- (3) 上記①又は②に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 暗号資産等の移転又は受入れ

(注) 資金決済法第 2 条第 14 項に規定する暗号資産、同条第 5 項第 4 号に掲げるもの (4 号電子決済手段) (※) 又は金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する権利を表示するもの (資金決済法第 2 条第 14 項各号に掲げる財産的価値に限ります。) をいいます (実特令 6 の 19 ①)。以下この FAQ において同じです。

(※) 4 号電子決済手段は、具体的には、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限ります。) であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの (1 号電子決済手段又は 3 号電子決済手段 (資金決済法 2 ⑤一・三) に該当するものを除きます。) のうち、その代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものをいいます (電子決済手段等取引業者内閣府令 2 ③)。

4 号電子決済手段については、通貨建資産に該当しない一定の暗号資産型デジタル資産が想定されていることを踏まえ、本制度の対象とされていますが、他方、資金決済法上の他の電子決済手段 (資

金決済法 2⑤一～三)については、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象となる「特定電子決済手段等」に該当することとされています（実特令 6 の 8 一ニ(1)）。

（異動届出書の提出）

- 新規届出書を提出した者は、当該新規届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国等一定の事項を記載した届出書（以下この FAQ において「異動届出書」といいます。）を、その異動を生じた日（その異動が生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合には、その異動を生じたことを知った日）から 3 月を経過する日までに、当該新規届出書を提出した報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならないこととされています（実特法 10 の 9②前段、実特規 16 の 15①②）。
- なお、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とされています（実特法 10 の 9②後段）。

（記載事項の確認）

- 報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、暗号資産等取引実施者から新規届出書又は異動届出書（以下この FAQ において「新規届出書等」といいます。）の提出を受けたときは、当該新規届出書等の提出者から提出又は提示を受けた（新規届出書等以外の）他の書類（[Q10](#) 参照）により、新規届出書等に記載された事項を確認する必要があります（（新規届出書）実特法 10 の 9①後段、実特規 16 の 14③、（異動届出書）実特法 10 の 9③、実特規 16 の 15③）。
- 新規届出書等の提出をする者（その居住地国が外国である実質的支配者（[Q25](#) 参照）がある内国法人である特定法人（[Q24](#) 参照）に限ります。）が法人番号を有する場合には、新規届出書等の提出の際、その提出する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に法人番号確認書類を提示しなければならないこととされています。そして、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、当該新規届出書等に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を提示された法人番号確認書類により確認しなければならないこととされています（（新規届出書）実特令 6 の 15①、実特規 16 の 14④、（異動届出書）実特令 6 の 16①、実特規 16 の 15④）。
- ただし、新規届出書等の提出をする者で法人番号保有者に該当するものが新規届出書等の提出の際、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等の長が、当該新規届出書等に

記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」において公表された当該新規届出書等を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、上記にかかわらず、当該新規届出書等を提出する者は、当該暗号資産交換業者等の営業所等の長に対して法人番号確認書類の提示を要せず、また、当該暗号資産交換業者等の営業所等の長は、当該新規届出書等に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について法人番号確認書類による確認を要しないものとされています（（新規届出書）実特令 6 の 15①、実特規 16 の 14④、（異動届出書）実特令 6 の 16②、実特規 16 の 15④）。

（注） 当該報告暗号資産交換業者等が既に法人番号等の確認を行っている場合又は法人番号確認書類による確認を要しないこととされた場合には、異動届出書を提出する者による法人番号確認書類の提示及び当該報告暗号資産交換業者等による法人番号確認書類による確認は不要です。

- また、新規届出書等の提出をする者が新規届出書等を提出する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長にその提出の際、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等の長が、当該新規届出書等に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、一般財団法人民事法務協会から送信を受けた登記情報に記録された当該提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする者は、当該報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に、法人確認書類の提示をしたものとみなされます（（新規届出書）実特規 16 の 14⑤、（異動届出書）実特規 16 の 15⑤）。

(2) 報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

- 報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国（特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下この FAQ において同じです。）と認められる国又は地域の特定手続については、[Q13](#)を参照ください。

2 報告事項の提供等

（報告事項の提供）

- 報告暗号資産交換業者等は、その年の 12 月 31 日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、特定対象者の氏名又は名称、住

所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（[Q 6](#) 参照）、特定居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号（注）、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他一定の事項（以下この FAQ において「報告事項」といいます。）を、その年の翌年 4 月 30 日までに、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法 10 の 10①、実特令 6 の 24①、実特規 16 の 19）。

（注） 我が国のマイナンバー（個人番号）は報告事項とはされていません。

（記録の作成及び保存）

- 報告暗号資産交換業者等は、新規届出書等の提出を受けた場合、異動届出書の提出を要求した場合又は特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行った場合には、特定対象者の特定居住地国に関する事項等一定の事項に関する記録を文書等により作成し、その作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から 5 年間、保存しなければならないこととされています（実特法 10 の 12、実特規 16 の 20）。

3 税務職員の質問検査及び罰則

（税務職員の質問検査権）

- 税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者（報告暗号資産交換業者等）に質問し、その者の報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含みます。）の提示若しくは提出を求めることができることとされています（実特法 10 の 13①）。

（罰則）

- 新規届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則が規定されています（実特法 13④）（[Q21](#) 参照）。

4 その他の留意事項

- この非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度は、暗号資産等報告枠組みに従った自動的情報交換を実施する法律として立案されたものであることから、その規定の解釈・運用は、原則として暗号資産等報告枠組みのガイダンスである OECD の [コメンタリー](#) を踏まえてなされることになります。
- 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者

若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が、その暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、その行為がなかったものとするなどとし、暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等（実特法 10 の 9）及び報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供（実特法 10 の 10）に関する規定を適用することとされています（実特法 10 の 11）。

- 新規届出書を報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出せず、又は新規届出書等に偽りの記載をし、若しくは報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出した者等は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられ（実特法 13④五）、また、報告事項をその提供の期限までに提供せず、又は偽りの事項若しくは報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等に係る事項を税務署長に提供した者についても、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられることとされています（実特法 13④六）。

Q 5 本制度における報告暗号資産交換業者等について教えてください。

（答）

- 報告暗号資産交換業者等は以下に該当する者（注）をいいます。（実特法 10 の 9 ⑤一、実特令 6 の 18）。
 - イ 資金決済法第 2 条第 16 項に規定する暗号資産交換業者
 - ロ 資金決済法第 2 条第 12 項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第 62 条の 8 第 2 項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含みます。）
 - ハ 金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者
- （注） 以下に該当する行為のいずれかを業として行う者に限ります。
- ① 暗号資産等の売買
 - ② 暗号資産等と他の暗号資産等との交換
 - ③ 上記①又は②に該当する行為の媒介、取次ぎ又は代理

Q 6 報告対象契約及び報告対象国について教えてください。

（答）

- 「報告対象契約」とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいいます（実特法 10 の 10②）。
 - イ 特定居住地国（注）が報告対象国である者（特定居住地国が報告対象国である組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体又は信託に係る特定組合員等を含みます。）が締結している契約
- （注） 新規届出書等に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は

特定手続により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいいます（法 10 の 10①）。

- ロ 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、その特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結している契約
- 「報告対象国」とは、租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域をいいます（実特法 10 の 10②一）。具体的には、租税条約等の相手国等のうち暗号資産等報告枠組みに従って非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換を実施することについての税務当局間の合意がなされた国又は地域をいい、今後、この税務当局間の合意を踏まえ、順次、実特規に規定される見込みです。

2 居住地国等の特定手続

(1) 暗号資産等取引を行う者等による届出書の提出

Q 7 特定対象者の居住地国が報告対象国以外（例：日本）である場合、新規届出書を提出する必要がありますか。

(答)

- 特定対象者の居住地国を判定することから、居住地国が報告対象国であるか否かを問わず、該当する全ての記載事項（氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号など）を記載した新規届出書を提出する必要があります（実特法 10 の 9 ①前段、実特規 16 の 14①）。

Q 8 新規届出書の提出をしなかった者について、報告暗号資産交換業者等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定してもよいですか。

(答)

- 本制度においては、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」と異なり、新規届出書の提出をしなかった者について、報告暗号資産交換業者等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する手続は設けられていません。
- したがって、新規届出書の提出をしなかった者について、報告暗号資産交換業者等の保有する情報に基づき住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することは認められません。
- なお、新規届出書の提出を担保するため、提出をしなかった者に対しては罰則が設けられています（実特法 13④五）。

Q 9 異動届出書は、どのような場合に提出する必要がありますか。また、いつまでに提出する必要がありますか。

(答)

- 新規届出書を提出した者は、当該新規届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項（注 1）について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国等一定の事項（注 2）を記載した異動届出書を、その異動が生じた日（注 3）から 3 月を経過する日までに、新規届出書を提出した報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出する必要があります（実特法 10 の 9 ②前段）。また、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とすることとされています（実特法 10 の 9 ②後段）。

(注) 1 上記の新規届出書に記載された事項のうちの一定の事項とは、次に掲げるものをいいます（実特規 16 の 15①）。

イ 暗号資産等取引実施者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるものとされます。）の居住地国の異動に関する事項

(イ) 暗号資産等取引実施者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において一定の基準により所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託以外の信託の受託者に限ります。以下この質問において「特定信託受託者」といいます。）である場合 当該特定信託受託者

(ロ) 暗号資産等取引実施者（当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとされ、当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とされます。）が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

ロ 特定法人該当性に係る事項

ハ 特定法人（※ 1）に係る実質的支配者該当性に関する事項（※ 2）

ニ 特定法人（※ 1）に係る実質的支配者の居住地国の異動に関する事項

ホ 報告対象外となる者該当性に関する事項

(※) 1 次に掲げる場合における特定法人に限ります。

A 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った際に犯罪収益移転防止法第 4 条第 1 項又は第 2 項《取引時確認等》の規定により特定法人に係る実質的支配者につき当該報告暗号資産交換業者等が同条第 1 項第 4 号に掲げる事項の確認を行っていた場合

B 報告暗号資産交換業者等が犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項第 25 号《確認記録の記録事項》に掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合において、同条第 3 項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪収益移転防止法第 6 条第 1 項《確認記録の作成義務等》）に規定する確認記録をいいます。Bにおいて同じです。）に付記したとき、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したとき

2 上記特定法人に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。

2 上記の異動届出書に記載すべき一定の事項とは、①上記の異動を生じた後の新規届出書の記載事項（特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号など）及び②異動届出書を提出する者が上記の異動を生じた場合に該当する

こととなる前に提出した届出書に記載した事項（その異動を生じたものに限りま
す。）とされています（実特規 16 の 15②）。

- 3 その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合に
あつては、その異動を生じたことを知った日となります（実特法 10 の 9 ②括弧
書）。

**Q10 報告暗号資産交換業者等は、新規届出書等の記載事項を何に基づいて確認する必
要がありますか。**

（答）

- 報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、暗号資産等取引実施者から新規届出書
等の提出を受けたときは、その提出の際にその者から提出又は提示を受けた（当該新規
届出書等以外の）他の書類（注）により、当該新規届出書等に記載された事項（氏名、
住所、居住地国、外国の納税者番号など）の確認を行う必要があります（（新規届出書）
実特法 10 の 9 ①後段、実特規 16 の 14③、（異動届出書）実特法 10 の 9 ③、実特規 16
の 15③）。

なお、外国の法令において、当該外国に住所を有する等の基準により、所得税又は法
人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等に該当（当該外国の税
制上の居住者に該当）する場合、その居住地国は当該外国となることを踏まえると、記
載事項のうち、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と居住地国
は一致することが一般的です。住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は
地域と居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細を、新規届出書等に記載する必要
があります（（新規届出書）実特規 16 の 14①三、（異動届出書）実特規 16 の 15②）。

（注） 当該他の書類としては、例えば、犯罪収益移転防止法の規定により取引時確認の
際に提示又は提出する本人確認書類（運転免許証や個人番号カード等）があります。

- また、OECD ポータルサイトにおいて、[各国・地域の納税者番号制度](#)や[各国・地域の
税制上の居住者の制度](#)などに関する情報が掲載されており、また、国税庁ホームペー
ジの「[CRS コーナー](#)」においても、当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成した「[各
国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」を掲載しています。外国の納税者番号につい
ては、上記の新規届出書等以外に提出又は提示を受けた他の書類による確認と併せて、
可能な範囲で、これらの情報に基づく確認をお願いします。

**Q11 相続により報告対象契約に係る契約者の変更が発生した場合、報告暗号資産交換
業者等及び相続人は何らかの手続を行う必要がありますか。**

（答）

- 暗号資産等取引に係る契約につき契約者の変更により新たに契約を締結する相続人

は、暗号資産等取引を行う者として新規届出書を提出する必要があります（実特令 6 の 23）。

- この場合に、報告暗号資産交換業者等は、当該暗号資産等取引に係る報告対象契約を締結していた被相続人につき、当該報告対象契約を終了したものとして、所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年 4 月 30 日までに、所轄税務署長に提供する必要があります（実特法 10 の 10①、実特令 6 の 23）。

Q12 報告暗号資産交換業者等に対して「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、既に届出書（新規届出書など）を提出している場合でも、本制度において、新規届出書を提出する必要はありますか。

（答）

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における特定取引に係る新規届出書（実特法 10 の 5 ①）、任意届出書（実特法 10 の 5 ③）又は異動届出書（実特法 10 の 5 ④）を提出した者が、これらの届出書（以下この質問において「提出済届出書」といいます。）を提出した後に、以下のいずれかに該当する場合において、同制度における特定対象者の居住地国等一定の事項に異動を生じた場合（実特法 10 の 5 ④）に該当しないときは、その者は、イ又はロの暗号資産等取引について、新規届出書を提出する必要はありません（実特令 6 の 15③）。
 - イ 令和 8 年 1 月 1 日以後に報告暗号資産交換業者等（当該提出済届出書に係る実特法第 10 条の 5 第 8 項第 3 号に規定する特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等に該当するものに限ります。ロにおいて同じです。）との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う場合
 - ロ 令和 7 年 12 月 31 日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている場合
- なお、この場合において、令和 8 年 1 月 1 日以後に暗号資産等取引を行う者にあつては、当該暗号資産等取引を行う際、令和 7 年 12 月 31 日において暗号資産等取引をしている者にあつては、令和 8 年 12 月 31 日（新規届出書の提出を要しないこととなった時から同日までの間に居住地国等一定の事項に異動を生じた場合においては、その異動を生じた日の前日）に、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなされます。

- (2) 報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

Q13 報告暗号資産交換業者等による新規届出書等を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続について教えてください。

(答)

- 報告暗号資産交換業者等は、その保存している記録に追加される情報のうち、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書等に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項と異なることを示す情報（以下このFAQにおいて「新情報」といいます。）を取得した場合には、その取得の日から3月を経過する日までに、特定対象者につき特定手続を実施しなければならないこととされています（実特法10の9④、実特令6の17、実特規16の16①②）。

（注） 新情報の種類等に応じ、その特定対象者につき、以下のいずれかの手続を実施しなければならないこととされています。

イ 異動届出書の提出の要求

ロ 上記イの異動届出書の提出の要求及び異動届出書の提出がなかったときにおける当該新情報に基づく下記（イ）～（ハ）の特定手続

- （イ） 特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除きます。）の居住地国と異なることを示す新情報を取得した場合において異動届出書の提出がなかったときにおける報告暗号資産交換業者等によるその特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

新規届出書等の提出を受けた報告暗号資産交換業者等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除きます。（イ）において同じです。）につき、その保存している記録に追加されるその特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報を取得したことにより、その新規届出書等を提出した者に対し上記イの異動届出書の提出の要求をした場合において、その異動届出書の提出がなかったときは、その新情報に基づき、その特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならないこととされています。なお、その特定の時から異動届出書の提出までの間に、その特定の基因となった特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とすることとされています（実特令6の17①）。

- （ロ） 特定法人該当性又は特定法人に係る実質的支配者該当性に関する新情報を取得した場合において異動届出書の提出がなかったときにおける報告暗号資産交換業者等によるその特定法人に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

新規届出書等の提出を受けた報告暗号資産交換業者等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を取得したことにより、その新規届出書等を提出した者に対し上記イの異動届出書の提出の要求をした場合におい

て、その異動届出書の提出がなかったときは、その保存している記録により特定対象者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報（※）があるかどうかを確認し、その特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があった場合には、各住所等所在地国情報に基づき、その特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならないこととされています。なお、その特定の時から異動届出書の提出までの間に、次に掲げる新情報（その特定の基因となったものに限りません。）を取得した場合も、同様とすることとされています（実特令 6 の 17①）。

A 特定対象者（暗号資産等取引を行った法人に限りません。）が特定法人に該当するかどうかに関する新情報

B 特定対象者（特定法人に限りません。）に実質的支配者があるかどうかに関する新情報

（※） 「住所等所在地国情報」とは、次に掲げる情報をいいます（実特規 16 の 16④⑤）。

(A) 住所等所在地国情報①

次に掲げる情報をいいます（実特規 16 の 16④）。

- a 居住地国を示す情報
- b 現在の住所又は居所
- c 電話番号（外国を登録地とするものに限り、かつ、他に我が国を登録地とするものがない場合に限りません。）
- d 自動送金指図（暗号資産等取引に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金（これに準ずるものを含みます。）をするための指図をいいます。）
- e 暗号資産等取引に係る契約に係る代理権を有する者の住所又は居所

(B) 住所等所在地国情報②

次に掲げる情報をいいます（実特規 16 の 16⑤）。

- a 報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項に規定する信書便物を含みます。（B）b において同じです。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含みます。）により指定されている郵便局（簡易郵便局法第 2 条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局（同法第 7 条第 1 項に規定する施設をいいます。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含みます。（B）a において同

じです。)又は外国における郵便局に相当するものの所在地

b 報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引に係る契約を締結している者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所 (B)a に掲げる情報を除きます。)

(ハ) 特定法人に係る実質的支配者の居住地国と異なることを示す新情報を取得した場合において異動届出書の提出がなかったときにおける報告暗号資産交換業者等によるその特定法人に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続

新規届出書等の提出を受けた報告暗号資産交換業者等は、特定法人に係る実質的支配者につき、その保存している記録に追加されるその特定法人に係る実質的支配者の居住地国と異なることを示す新情報(住所等所在地国情報に限ります。(ハ)において同じです。))を取得したことにより、その新規届出書等を提出した者に対し異動届出書の提出の要求をした場合において、その異動届出書の提出がなかったときは、その新情報に基づき、その特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならないこととされています。なお、その特定(上記(ロ)の特定を含みます。(ハ)において同じです。))の時から上記イの異動届出書の提出までの間に、その特定の基因となった特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とすることとされています(実特令6の17①)。

○ 上記の特定手続に係る異動届出書の提出の要求又は新情報に基づく特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の時から当該異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の起因となったものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様に、上記の特定手続を実施することとされています(実特法10の9④)。

○ なお、特定手続については、国税庁ホームページの「[CARF コーナー](#)」掲載の「[非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の概要\(令和7年6月\)\(令和8年1月1日以降用\)](#)」において、図を用いて説明しております。併せてご覧ください。

3 報告暗号資産交換業者等の報告事項の提供

Q14 報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。また、その年中に報告対象契約に係る暗号資産等売買等がない場合でも報告は必要ですか。

(答)

- 報告対象契約に係る特定対象者の報告事項の提供を行った場合には、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。
- また、その年中に、報告対象契約に係る暗号資産等売買等がない場合であっても、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。
- なお、報告暗号資産交換業者等は、その年中に、当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）の締結していた報告対象契約が終了した場合には、所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年4月30日までに、所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（実特法10の10①、実特規16の19④）。

Q15 年の途中で居住地国が報告対象国に該当することとなり、報告対象契約を締結することになった者が、居住地国が報告対象国でなかった期間に終了した暗号資産等取引に係る契約を有していた場合、当該終了した暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項の提供は必要ですか。

(答)

- ご質問のケースの場合は、終了した暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項も提供が必要になります。
- 報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約（報告対象契約を除きます。以下この質問において同じです。）がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、報告事項の提供が必要となります（実特法10の10③、実特令6の24③）。
 - イ その年の12月31日において報告対象契約を締結している場合
 - ロ その年中に終了した当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合（その年の12月31日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除き

ます。)

Q16 報告対象契約以外の契約につき、任意に報告事項を提供することはできますか。

(答)

- 報告暗号資産交換業者等が報告対象契約以外の契約に関して任意に報告事項を報告することは認められません。報告暗号資産交換業者等は、暗号資産等取引実施者が締結している契約のうち、報告対象契約についてのみ報告事項の提供を行う必要があります。

Q17 報告事項とされている「暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額」について教えてください。

(答)

- 報告暗号資産交換業者等が報告すべき事項として、特定対象者の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国、特定居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号、特定対象者が特定法人の場合の実質的支配者に係る氏名、住所、生年月日及び特定居住地国等の他、「その年において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて行われた報告対象契約に係る暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額」その他一定の事項が規定されています（実特法 10 の 10 ①、実特規 16 の 19④）。
- 暗号資産等の売却又は購入については、暗号資産等の種類ごとに、その名称並びに暗号資産等の売却又は購入（本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限るものとし、特定電子支払手段(注)との交換による暗号資産等の譲渡又は取得を含みます。）の対価の額の合計額、売却又は購入をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の売却又は購入の件数の合計数を報告する必要があります（実特規 16 の 19④五イ～ハ）。

（注） 次に掲げるものをいいます。

イ 資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げるもの

ロ 資金決済法第 2 条第 6 項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第 7 項に規定する通貨建資産に限るものとし、イに掲げるもの、金融商品取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券、同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権その他これらに類するものを除きます。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものをいいます。

- 複数の通貨により支払われた又は受領されている場合、報告暗号資産交換業者等が一貫して適用する方法により単一の法定通貨建てに換算した金額が対価の額となります。
- 他の暗号資産等との交換による譲渡又は取得をした暗号資産等や物品購入等のために移転をした暗号資産等、通貨による対価がない場合には、その交換又は移転をした暗号資産等の公正市場価値額が対価の額になります（実特規 16 の 19④五ニ～リ、実特規 16 の 19⑤）。
- 暗号資産等の売却又は購入、他の暗号資産等との交換による譲渡又は取得に係る取引手数料がある場合、当該取引手数料を控除した残額が対価の額となります。

Q18 報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

- 可能な限り、e-Tax を使用して送信する方法による報告事項の提供をお願いします。ただし、それが困難な場合は、電子記録媒体を提出する方法による提供も可能ですが、その場合には、CD-R、DVD-R のみが受付可能です。
- なお、報告事項の提供における留意事項等や e-Tax による提出に関する事前準備、手順等の詳しい情報については、国税庁ホームページに「CARF に係る報告事項の提供方法等」（仮称）及び e-Tax ホームページに「CARF 報告コーナー」（仮称）を設ける予定です（公表時期は未定）。

4 報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存

Q19 提出を受けた新規届出書等を保存することにより、記録の作成・保存とすることはできますか。

(答)

- 報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存の方法として、新規届出書等を記録に添付する方法を採用することができます。ただし、当該新規届出書等自体又は当該新規届出書等及びそれを添付する記録に、記録すべき事項の全てが記録されている必要があります（実特規 16 の 20①②一、三、四、六）。
- なお、当該記録は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成することが必要とされています（実特規 16 の 20①）。

Q20 新規届出書等の提出を受けた後に異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きしてもよいですか。

(答)

- 異動届出書の提出を受けた場合、新規届出書等の提出を受けた際に作成し保存している記録を上書きするのではなく、別途記録を作成し保存する必要があります。
- すなわち、記録の作成・保存は、新規届出書等の提出を受けた場合又は特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定手続を行った場合ごとに行う必要があります。

5 罰則

Q21 新規届出書を提出しなかった場合の罰則について教えてください。

(答)

- 新規届出書を暗号資産等取引の際（令和 7 年 12 月 31 日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者については令和 8 年 12 月 31 日まで）に報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは新規届出書等に偽りの記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者（居住地国が外国である者に限りま
す。）は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されることとされています（実
特法 13④）。

6 その他（用語の意味等）

Q22 居住地国の判定について教えてください。

（答）

○ 新規届出書等を提出する者等の居住地国は、次に掲げる国又は地域となります（実特法 10 の 9 ⑤七）。

イ 外国の法令に基づいて当該外国に住所を有するなど一定の基準により日本の所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人（注 1）又は法人等（法人又は組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。以下この質問において同じです。）に該当する場合には、その居住地国は当該外国となります（実特法 10 の 9 ⑤七イ）（注 2）。

（注）1 派遣国において日本の所得税に相当する税を課されるものとされている外交官や外国政府職員はこれに該当します。

2 外国の法令に基づいて当該外国の税制上の居住者に該当するかを問うものであり、日本の所得税法上の非居住者又は外国法人に該当するかを問うものではありません。

なお、OECD ポータルサイトにおいて、[各国・地域の税制上の居住者の制度](#)に関する情報が掲載されています。

また、外国の税制上の居住者判定の結果により当該外国における納税義務の範囲が決まりますが、外国で課税されているからといって、当該外国の税制上の居住者に該当するとは限りません。例えば、外国において、以下のような所得に対してのみ日本の所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている者は、当該外国の税制上の居住者ではないことが一般的です。

（例）1 当該外国の国内に所在する不動産の貸付けから生じた所得

2 当該外国の税制上の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（上記イの法人等、内国法人及び信託を除きます。）については、その居住地国は当該外国となります（実特法 10 の 9 ⑤七ロ）。

ハ 日本の所得税法上の居住者又は法人等（上記イ及びロの法人等並びに信託を除きます。）に該当する場合には、その居住地国は日本となります（実特法 10 の 9 ⑤七ハ）。

○ 報告暗号資産交換業者等が新規届出書等に記載された事項の確認（[Q10](#) 参照）を行う際、新規届出書等に記載された住所が日本国内に所在するもののみであり、かつ、日本国内に所在する住所等が記載された本人確認書類等（例：在留カード）のみの提出又は提示を受けた場合には、居住地国は日本のみとなることが想定されます。

Q23 納税者番号について教えてください。

(答)

- 納税者番号とは、税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます（実特規 1 の 2 ①二）。

- 本制度においては、暗号資産等取引実施者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）が居住地国（外国に限ります。）において有する納税者番号（注）が、新規届出書等の記載事項及び報告暗号資産交換業者等から所轄税務署長への報告事項とされています（実特規 16 の 14①二、16 の 19④二）。

（注） 我が国のマイナンバー（個人番号）は該当しません。

イ 当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等である場合（ロに掲げる場合を除きます。） 当該暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。以下この質問において同じです。）

ロ 当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が外国の法令において所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている信託以外の信託の受託者（以下この質問において「特定信託受託者」といいます。）である場合に限りま。）である場合 当該特定信託受託者

ハ 当該暗号資産等取引実施者（当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該暗号資産等取引実施者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とします。）が遺産法人等（遺産の準拠法によって被相続人の遺産が法人等（法人又は組合契約によって成立する組合、当該組合に準ずる事業体及び信託をいいます。）とされるものをいいます。）である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

- 新規届出書等の提出に当たり、その提出を行う方の居住地国（外国に限ります。）において納税者番号が居住者へ自動的に付番されていることを確認できる場合、原則、当該居住地国においてその方の納税者番号があるものと考えられます。

- 各国・地域の納税者番号制度は、OECD ポータルサイトに掲載されている[各国・地域の納税者番号制度](#)に関する情報及び国税庁ホームページの「[CRS コーナー](#)」に掲載している「[各国・地域の納税者番号制度に関する情報](#)」（当該 OECD ポータルサイトの情報を基に作成したもの）の情報により確認することができます。

- 上記の OECD ポータルサイト等を閲覧しても納税者番号が不明である場合、当該居住

地国の税務当局等へ直接照会をしていただくことが考えられます。

Q24 特定法人の範囲について教えてください。

(答)

- 上場法人、上場法人を支配する又は上場法人に支配される関係にある法人、国・地方公共団体その他の公共法人、報告金融機関等である法人（一定のものを除きます（注1）。）、直前事業年度の投資関連所得に係る収入金額及び投資関連所得を生ずべき当該直前事業年度終了時の資産の額が総収入金額又は総資産の額の50%に満たない法人などの一定の法人以外の法人をいいます（実特法10の9⑤四、実特令6の20）（注2）。

（注）1 本制度において、特定法人から除かれる報告金融機関等のうち、以下のものについては、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における特定法人の範囲とは異なります。

イ 外国報告金融機関等以外の報告金融機関等（法人に限り、かつ、実特令第6条の7第1項第4号から第6号までに掲げる者を除きます。）

ロ 外国の法令に準拠して設立された法人（外国報告金融機関等を除きます。）で、上記イに掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等（これらのうち外国の法令に準拠して設立された実特令第6条の7第1項第4号から第6号までに掲げる者に類するものを除きます。）

ハ その設立の日以後2年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの（外国の法令に準拠して設立された実特令第6条の7第1項第4号から第6号までに掲げる者に類する法人を除きます。）

2 人格のない社団や特定組合員等である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。

- 「投資関連所得」とは、次に掲げる所得をいいます（実特規16の17）。

イ 所得税法第23条第1項に規定する利子所得

ロ 所得税法第24条第1項に規定する配当所得

ハ 不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機（以下この質問において「不動産等」といいます。）の貸付け（他人に不動産等を使用させることを含みます。）又はその譲渡による所得（事業から生じるものを除きます（注）。）

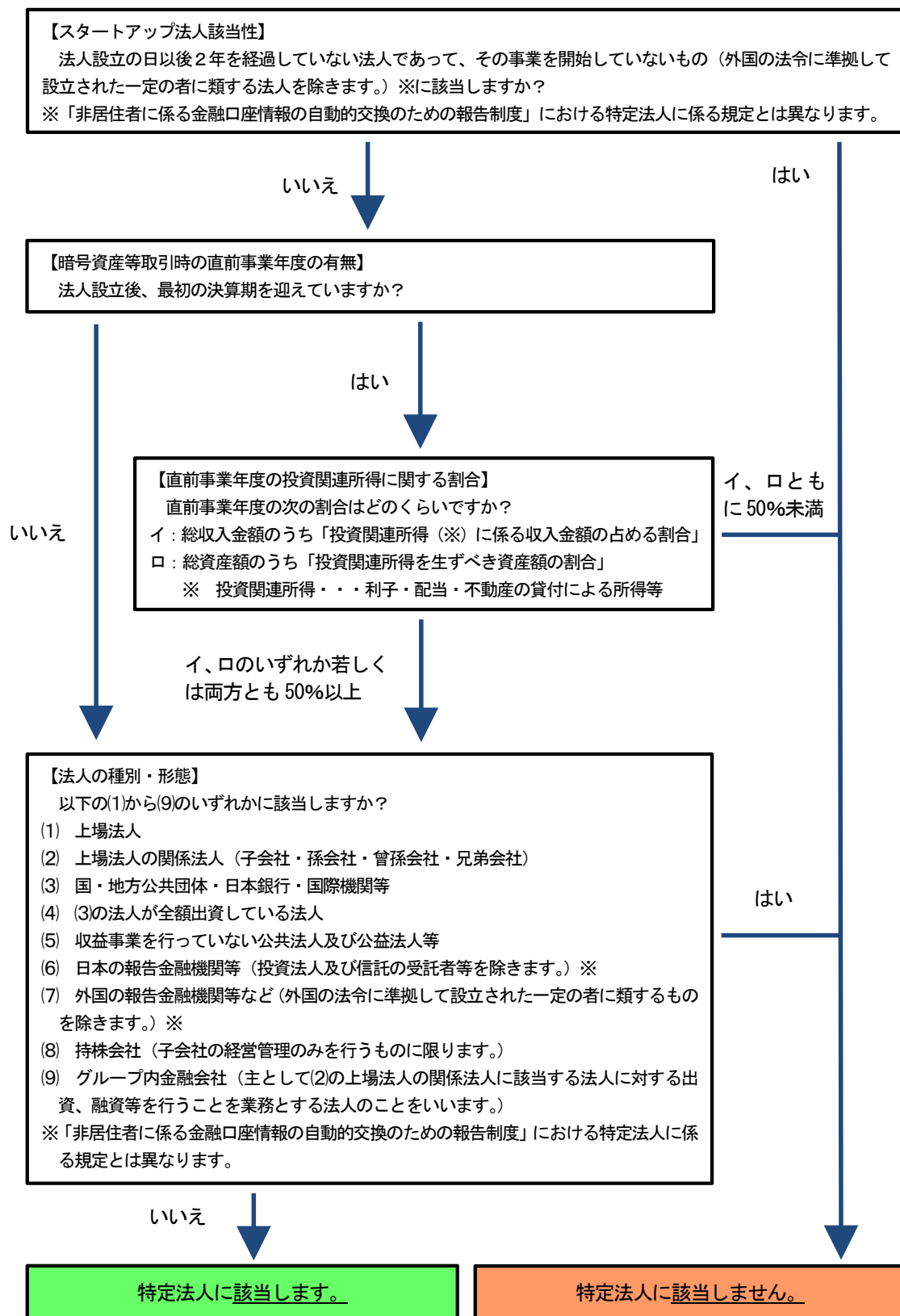
（注）例えば、従業員等がその業務を遂行する不動産賃貸業から生じる所得は事業から生じるものとして、投資関連所得から除かれます。

ニ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）の使用料又はその譲渡による所得（事業から生じるものを除きます。）

ホ 暗号資産等（実特法第10条の9第5項第3号に規定する暗号資産等をいいます。）

- へにおいて同じです。)に係る所得(へ及びトに掲げる所得を除きます。)
- へ 有価証券若しくはデリバティブ取引に係る権利又は暗号資産等(有価証券を除きます。)の譲渡による所得
- ト デリバティブ取引の決済により生ずる所得
- チ 保険契約又は共済に係る契約に基づき生ずる所得
- リ 貸付金(これに準ずるものを含みます。)の利子
- ヌ 所得税法第174条第3号から第8号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
- ル 外国通貨で表示された預貯金を本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算することにより生ずる所得
- ヲ 匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。)に基づいて受ける利益の分配
- ワ 上記イからヲまでに掲げるもののほか、資産の運用、保有又は譲渡による所得のうちこれらに類するもの

(参考) 特定法人の判定 (フローチャート)



Q25 実質的支配者とはどのような者を教えてください。

(答)

- 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい、具体的には、犯罪収益移転防止法第4条第1項若しくは第2項又は犯罪収益移転防止法施行規則第20条第3項（同条第1項第25号に係る部分に限ります。）の規定により、同規則第11条第2項各号に定める者（注）として確認された者とされています（実特法10の9⑤五、実特規16の18）。

（注） 犯罪収益移転防止法施行規則第11条第4項の規定により、同条第2項の規定の適用上、自然人とみなされる国等及びその子会社は、含まれません。

- 上記の犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項各号に定める者は、議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人とされ、法人には基本的に実質的支配者が存在することが想定されています。

Q26 新規届出書等を電磁的方法により提供することはできますか。

(答)

- 新規届出書等の提出に代えて、当該新規届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが認められています（実特法10の9⑥）。
- 具体的には、犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法（例：電子証明書を用いた電子署名による本人確認方法など「押印についてのQ&A」（令和2年6月内閣府他）で認められる方法）を実施した上で、インターネット等により新規届出書等に記載すべき事項を提供する方法が考えられます。